

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは長期的な企業価値向上のためには、経営の効率化と同時に経営の健全性、透明性、コンプライアンス向上が必要であり、その結果として株主をはじめとするステークホルダーへの利益還元ができると認識しております。

そのため当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制の構築を重要課題と位置づけ、株主の視点を踏まえた透明で効率的な経営に取り組んで参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社グループは、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
N&KT株式会社	600,000	21.22
富山 広己	326,800	11.56
関根 政英	178,200	6.30
シイエヌエス従業員持株会	134,400	4.75
小野間 治彦	112,400	3.97
楠見 慶太	112,000	3.96
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	100,000	3.54
生活協同組合 コープさっぽろ	100,000	3.54
戸田 忠志	60,000	2.12
種田 政行	54,000	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

N&KT株式会社は、当社代表取締役会長である富山広己の資産管理を目的とする会社であり、富山広己及びその近親者で全株式を保有しております。

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	5月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上 英也	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 英也	○	----	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高い知見を活かし、独立した立場から当社の経営を監督するため、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

[監査役関係]

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査手続や監査計画について説明を受けており、四半期毎に会計監査人が実施した監査手続及びその結果について聴取し、意見交換を行っております。

監査役は、内部監査担当者から、監査計画ならびに監査結果について報告を受けており、指摘事項や発見されたリスク等について意見交換を行っております。

会計監査人は、内部監査担当者から監査計画について説明を受けており、必要に応じて内部監査の結果についても説明を受け、意見交換を行っております。

3者は定期的に会議を開いて相互に協力し、監査役と会計監査人は会計監査の品質向上を図り、監査役と内部監査担当者は、経営または業務全般の監査の品質向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福田 英明	税理士													
堀田 隆之	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田 英明	○	----	当社と日本ユニシスの最初の案件で日本ユニシス側の窓口でありました。その後、日本ユニシスとの取引はなくなりましたが、富山と不定期に情報交換を行っており、当社のビジネスを理解していることや日本ユニシスで情報サービス産業の知識も豊富であることから、適切な監査・アドバイスをいただけると考え依頼したものです。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

堀田 隆之	○	----	関根の知人で不定期に情報交換を行っており、多くの経理・財務部門の業務を経験し、税理士としての経験も豊富でありました。税理士事務所に所属していた際には、多くの企業の会計監査を実施しており、その経験を活かして当社に対する適切な監査が行えると考え依頼したものです。 また、同氏と当社に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	------	--

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与によって取締役のモチベーションを喚起できる一方で、短期的な利益向上に注力するおそれがあります。当社は、今後の市場環境に左右されず中長期的な成長を持続することが重要であると考えており、これまで取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

常勤取締役の報酬は、前年度の会社業績並びに各取締役の業績評価に基づき毎年株主総会後の取締役会において決定します。
非常勤取締役の報酬については、その取締役の社会的地位、会社への貢献度および就任の事情などを総合的に勘案して決定します。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、管理部で行なっております。取締役会の資料は、原則として管理部より事前連携し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討時間を確保すると共に、必要に応じて事前説明を行なっております。また、社外取締役に対しては、毎月開催される取締役会での情報共有及び人事総務部より重要会議の議事、結果を報告し、社外監査役に対しては、毎月開催される監査役会において、常勤監査役が会計監査人、内部監査担当者から得た情報を共有しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会
当社は取締役会設置会社であり、取締役会は取締役4名(うち社外取締役1名)で構成されております。取締役会は原則月1回の定時取締役会を

開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定すると共に各取締役の業務執行の状況を監督しております。

(2) 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、原則として毎月開催される監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は監査役会で立案した監査計画に従い、取締役の業務の執行状況の監査を行っております。

(3) 会計監査人

会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人の業務執行役員2名及び監査業務に関する補助者10名で構成されており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じた監査を実施しております。

(4) 内部監査

当社の内部監査につきましては、内部監査担当者(2名)が担当しており、内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、内部監査を全部署に対して実施し、監査結果については代表取締役社長に報告する体制となっております。内部監査については、当社の業務の運営が会社の経営基本方針・諸規程等に準拠し、妥当かつ効率的になされているかを監査し、監査によって業務の正常な運営と改善向上を図り、経営効率の増進に寄与することを基本方針として実施しております。なお、内部監査担当者は監査役、会計監査人ともそれぞれ独立した監査を実施しつつも、随時情報交換を行なうなど、相互連携による効率性の向上に努めております。

(5) リスク管理・コンプライアンス委員会

当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。また、リスク管理委員会を原則として四半期に1回開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。更に、必要に応じて弁護士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む4名で構成されており、経営に関する意思決定や事業運営上の重要事項について意思決定を行っております。また、監査役会は、豊富な業界経験や会計及び税務についての幅広い見識を有する監査役3名(うち、社外監査役2名)で構成されており、取締役会等の重要会議への出席を通じて取締役の業務執行を監査しております。

現体制によって当社の経営上の迅速な意思決定や決定機関の機動性、並びに中立的な監視により経営の健全性を堅持するために、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、株主への株主総会招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、多くの株主に出席頂くために、株主総会の集中日を避けた日程を設定する予定であります。また、開催場所については、駅の近くなどアクセスの便利さを考慮してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	将来は、会社法に基づく議決権の電磁的行使を検討していきたいと考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討していくべき課題と認識しております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討していくべき課題と認識しております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載する予定であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討していくべき課題と認識しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	上場後は、年度決算終了後及び第2四半期決算の決算説明会を定期的に開催することを計画しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討していくべき課題と認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専用ページを開設し、有価証券報告書、決算情報、各種プレスリリース等を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーに対する行動の基本として「コンプライアンス規程」を定めて、コンプライアンス体制の確立と企業倫理の実践に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はステークホルダーに対して、適時適切に企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ等を通じて情報提供を行なっていく方針であります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行なう企業風土を構築するため、「コンプライアンス規程」を定めます。
- (b) 部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努めます。
- (c) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持ちません。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとります。
- (d) 当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行なうため、社内通報制度を設けます。また、是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとります。
- (e) 内部監査担当者は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行います。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じます。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存します。文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法を規程に定めます。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役または監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持します。
- (c) 主管部署及び文書保管部署は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、継続的な改善活動を行います。
- (d) 内部監査担当者は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行います。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じます。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) リスク管理の全体最適を図るため、内部監査担当者は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進します。
- (b) 事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署及びリスク管理に関する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議します。主管部署は、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図ります。
- (c) 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとります。
- (d) リスク管理体制については、継続的な改善活動を行なうとともに、定着を図るための研修等を適宜実施します。
- (e) 内部監査担当者は、リスク管理体制について監査を行います。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じます。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。
- (b) 事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社の全般的な重要事項について審議します。経営会議は、原則として毎月開催します。
- (c) 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて初期の業績目標の達成を図ります。
- (d) 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図ります。
- (e) 内部監査担当者は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行いません。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講じます。
- e グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (a) 当社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の経営内容を適時的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求めるとともに、グループ会社に対し、その営業成績、財政状況その他重要な情報について、原則として月1回報告します。
- f 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図ります。
- (b) 内部監査担当者は、財務報告に係る内部統制について監査を行いません。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じます。
- (c) 実際の作業等は、企業会計基準その他関連法規に従って実施します。
- g 監査役及びその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項等
- (a) 当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議して設置することとします。
- (b) 監査役を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従い、その評価は、監査役と協議して行ないます。
- h 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行ない、内部監査担当者は内部監査の結果等を報告します。
- (b) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。
- (c) 監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を周知徹底します。
- i その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- (a) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席することとします。また、当社は、監査役から要求のあった文書等は、随時提供します。
- (b) 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行いません。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任を十分に認識し、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては組織全体として毅然とした対応をとることとしております。

b 反社会的勢力排除に向けた体制整備

(a) 社内規程の整備

「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力チェックマニュアル」を制定、反社会的勢力との関係排除のための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。

(b) 統括責任者の設置

反社会的勢力への対応を一元管理するため、代表取締役社長を反社会的勢力対応統括責任者としております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法等

イ 新規取引先・株主・役職員について

新規取引先（支払先・販売先等）について、インターネット検索、日経テレコン等による確認等により、反社会的勢力チェックを行なっております。株主については期末株主名簿に基づくチェックを行なっており、役員については選任前、従業員については採用前に管理部がチェックを行なっております。

ロ 継続取引先等について

継続取引先等に対しては、原則として年1回、反社会的勢力チェックを行なっております。

ハ 対応の決定

継続取引先等に反社会勢力等の疑いが生じた場合等は、対応責任者である代表取締役社長が、対策臨時会議を招集、対応方針を審議のうえ、取引関係解消に進めることとしております。

(d) 外部の専門機関との連携状況

当社は平素より、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、有事の場合は、法律相談、通報、法的手続の依頼等を行なう体制作りを行なっております。

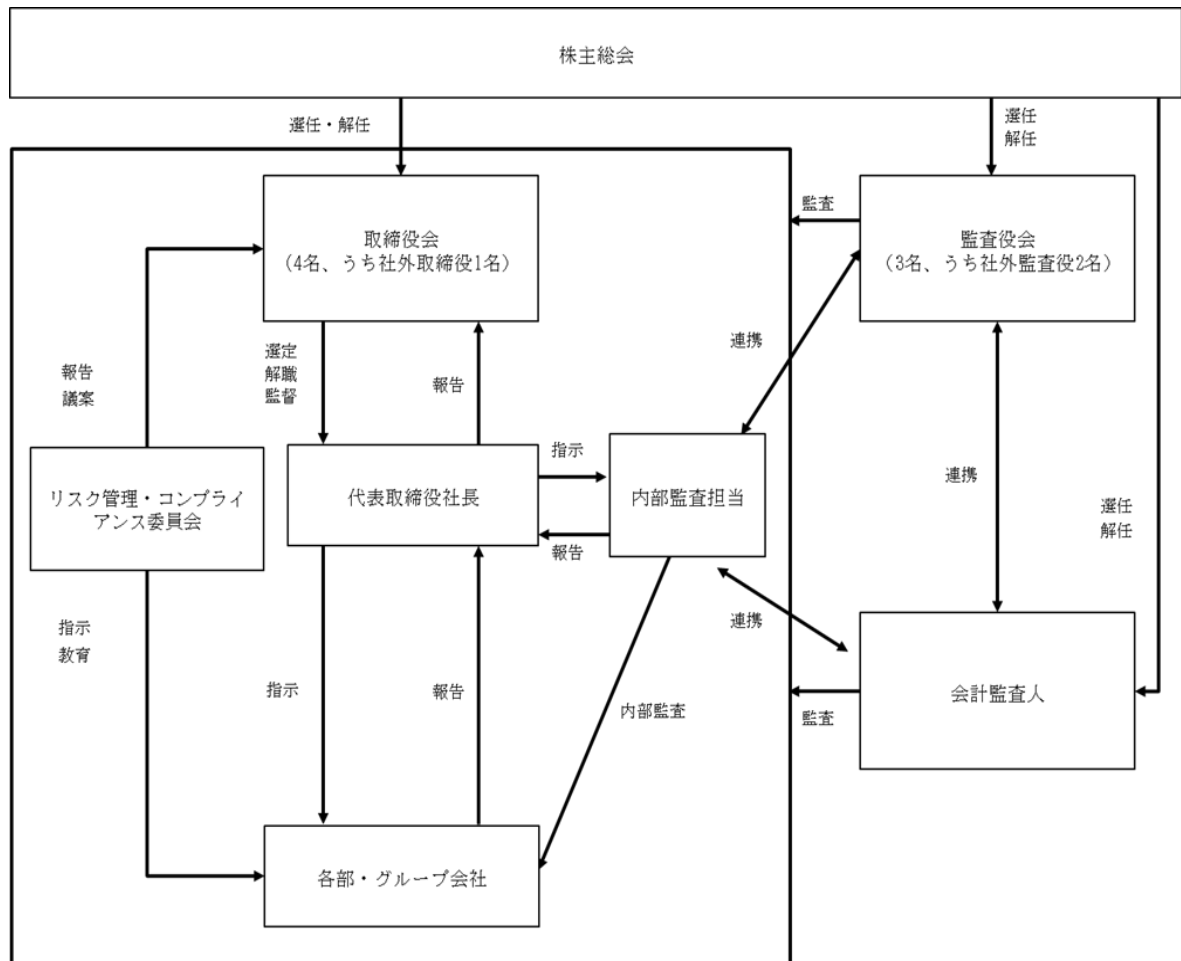
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

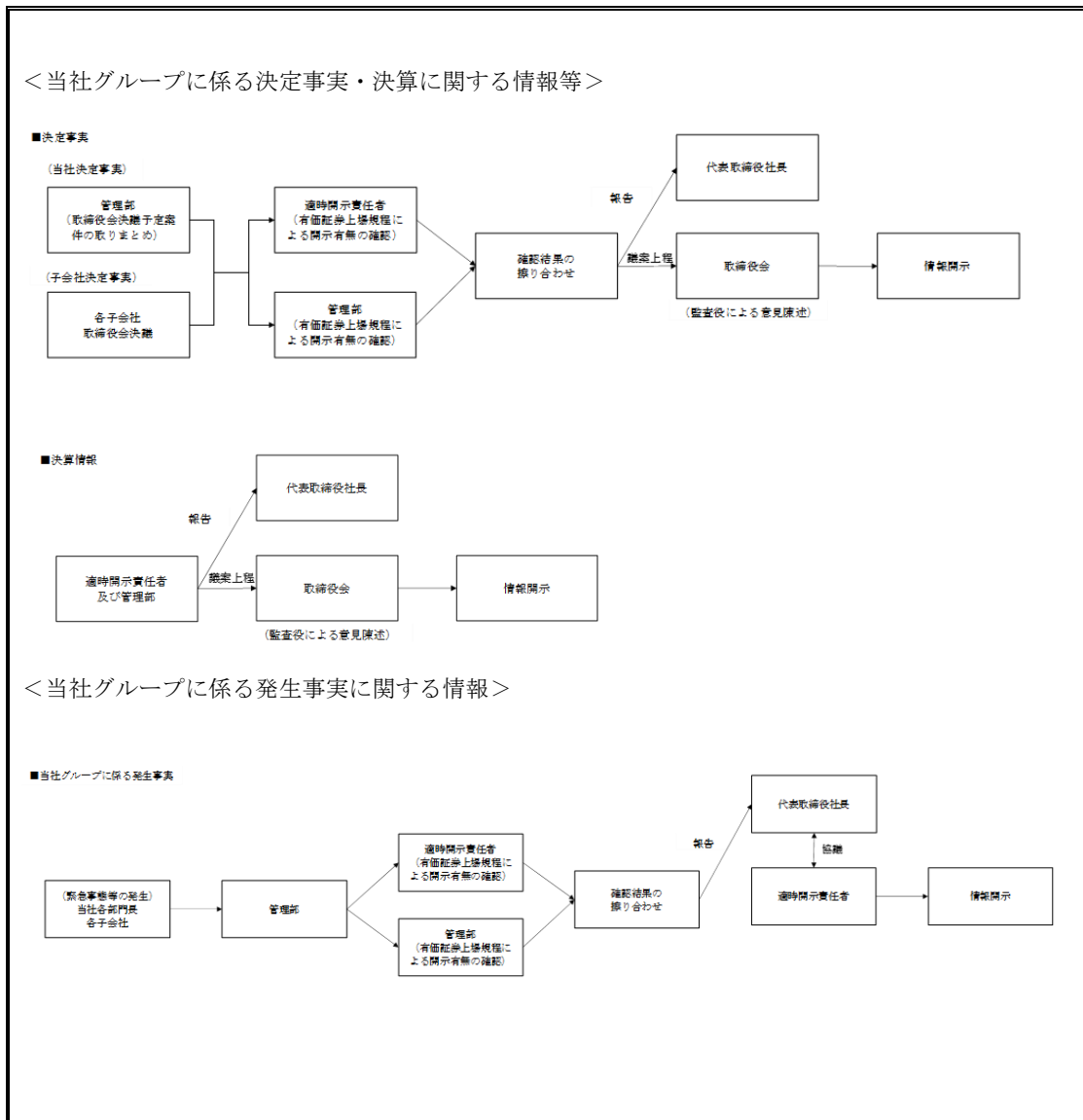
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上